

医療法人社団 親和会
はんだ介護保険支援センター

重要事項説明書
個人情報使用同意書
居宅介護支援契約書

この書類は、当事業所をご利用いただくにあたり、重要な書類です。

ご確認の上、保管いただきますようお願い申し上げます。

(2026年6月1日以降版)

はんだ介護保険支援センター居宅介護支援重要事項説明書

あなた（利用者または家族）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

法人名称	医療法人社団 親和会
代表者氏名	衛藤 龍
所在地 (連絡先及び電話番号等)	大分県大分市大字上判田3433番地 電話：097(597)0093 ファックス：097(597)6231
法人設立年月日	1968年10月1日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	はんだ介護保険支援センター
介護保険指定 事業所番号	4470100159
事業所所在地	大分県大分市大字中判田1419番地
連絡先	電話：097(597)0190 ファックス：097(597)0264
事業所の通常の 事業の実施地域	大分市、由布市狭間町、由布市庄内町、豊後大野市犬飼町 ※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人社団親和会が開設する、はんだ介護保険支援センターが行う指定居宅介護支援の事業所の事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、当事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し適切な指定居宅介護支援を提供することを目的としています。
運営の方針	当事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき、適正な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行います。

(3) 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- あなたはケアプランに位置付けるサービス提供事業所について、複数のサービス提供事業所の紹介を求めることができます。
- あなたは居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求められます。
- あなたの居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、月1回あなたのお宅を訪問し、必要に応じて指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。あなたの合意を得て、主治医並びにサービス事業所等関係者の同意を得た場合は、テレビ電話装置等を活用し実施状況を把握する月を設けます。
- 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。
- 障害者福祉サービスから介護保険サービスを利用する場合等に障害福祉制度の相談支援専門員と連絡調整、その他必要な支援を行います。

(4) 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜～土曜（日曜、祝祭日、12月30日～1月3日休み）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

(5) 事業所の職員体制

管理者	三代 竜源
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握 その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
介護支援 専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤 3名 非常勤 0名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 0名 非常勤 1名

3 利用料について

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1か月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

① 居宅介護支援の利用料

居宅介護支援費（Ⅰ）

取扱要件	利用料 (1か月あたり)		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
居宅介護支援費（ⅰ） 〈取扱件数が45件未満〉	要介護度1・2	10,860円	無料	10,860円
	要介護度3・4・5	14,110円		14,110円
居宅介護支援費（ⅱ） 〈取扱件数が45件以上 60件未満〉	要介護度1・2	5,440円		5,440円
	要介護度3・4・5	7,040円		7,040円
居宅介護支援費（ⅲ） 〈取扱件数が60件以上〉	要介護度1・2	3,260円		3,260円
	要介護度3・4・5	4,220円		4,220円

居宅介護支援費（Ⅱ） ※ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている事業所

取扱要件	利用料 (1か月あたり)		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
居宅介護支援費（ⅰ） 〈取扱件数が50件未満〉	要介護度1・2	10,860円	無料	10,860円
	要介護度3・4・5	14,110円		14,110円
居宅介護支援費（ⅱ） 〈取扱件数が50件以上 60件未満〉	要介護度1・2	5,440円		5,440円
	要介護度3・4・5	7,040円		7,040円
居宅介護支援費（ⅲ） 〈取扱件数が60件以上〉	要介護度1・2	3,260円		3,260円
	要介護度3・4・5	4,220円		4,220円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初 回 加 算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	3,000円
入 院 時 情 報 連 携 加 算（Ⅰ）	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合。 ※入院日以前の情報提供含む	2,500円
入 院 時 情 報 連 携 加 算（Ⅱ）	利用者が病院又は診療所に入院した翌日、又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合。 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日を含む。	2,000円
通 院 時 情 報 連 携 加 算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して必要な情報を提供するとともに、医師又は歯科医師等から必要な情報を受けて居宅サービスに記録した場合（1月につき1回を限度）	500円
退 院 ・ 退 所 加 算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	
	【(Ⅰ)イ】 病院等の職員からの情報収集を1回行っている場合	4,500円
	【(Ⅰ)ロ】 病院等の職員からの情報収集をカンファレンスにより1回行っている場合	6,000円
	【(Ⅱ)イ】 病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている場合	6,000円
	【(Ⅱ)ロ】 病院等の職員からの情報収集を2回行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合	7,500円
【(Ⅲ)】 病院等の職員からの情報収集を3回以上行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合	9,000円	
処 遇 改 善 加 算	居宅介護支援費に各種加算減算を加減した、一月あたりの総単位数に加算率を乗じて算出	加算率：2.1%

特定事業所 加算（Ⅰ）	主任介護支援専門員を2名以上かつ常勤の介護支援専門員を3名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を <u>すべて</u> 満たした場合	5,190円
特定事業所 加算（Ⅱ）	主任介護支援専門員を1名以上かつ常勤の介護支援専門員を3名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	4,210円
特定事業所 加算（Ⅲ）	主任介護支援専門員を1名以上かつ常勤の介護支援専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	3,230円
特定事業所 加算（A）	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	1,140円

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の 50%（2月以上継続の 場合100%）
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく80%を超える場合	2,000円
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	1ヵ月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合	所定単位数の95%を 算定

② その他の費用について

交通費	2の(1)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方で、利用者の要請により通常のサービス提供地域を越えて居宅介護支援を実施した場合には下記に示しました料金をご請求いたします。通常の提供地域を越えた地点より、1キロメートルあたり・・・25円
-----	---

③ 支払い方法

上記の利用料は、1か月ごとにまとめて請求しますので、10日以内に以下のいずれかの方法によりお支払いください。入金確認後、領収書と必要な方にはサービス提供証名書を発行します。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	大分銀行 判田支店 普通預金口座（口座番号 241679） 口座名義 医療法人 親和会（イリョウハウジン シンワカイ） 老人保健施設 親和園（ロウジンホケンシセツ シンワエン） 理事長 衛藤 龍（リジチョウ エトウ リョウ）
現金払い	請求書が届いて10日以内に（休業日の場合は、直前の営業日）現金でお支払いください。

4 人権擁護と高齢者虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 三代竜源
-------------	----------

- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 身体拘束廃止に向けた取り組みの指針を整備します。
- (5) 従業者に対する人権擁護、虐待防止、身体拘束廃止の委員会及び啓発するための研修を定期的に行います。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス・ハラスメント（ご利用者・ご家族含む）体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (7) サービス提供中に、当事業所の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待や身体拘束を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

5 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>利用者及びその家族に関する秘密の保持について (倫理・義務)</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>個人情報の保護について (ルール)</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。なお、当事業所では、ケアマネジメント業務における記録および情報管理にあたり、株式会社エス・エム・エスが提供するクラウド型介護ソフト「かいぼけ」を使用し、電磁的記録を含む個人情報を当該システム上で適切に管理いたします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

6 業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や災害が発生した場合には、事業継続が出来るよう対策を講じています

(1) 感染症予防及び感染発生時の対応

- ・当事業所は、感染症対策指針を整備します。
- ・当事業所は、感染症発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。
- ・感染がまん延している場合、サービス担当者会議は利用者・家族の同意を得てテレビ電話やPCなどの通信機器等を活用し実施します。その際は、厚労省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守します。

(2) 非常災害対策

- ・当事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取組みを行います。
- ・防災対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ・防火設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
- ・防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、消火通報、避難誘導を年間計画で実施します。
- ・当事業所は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

7 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情、居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情又は虐待防止に関する事などを承ります。

その他、当事業所以外に、お住まいの市町村の窓口で相談・苦情を伝えることができます。

(2) 苦情に対する窓口

はんだ介護保険支援センター 担当：管理者 三代竜源	電話番号：097-597-0190 受付時間：8:30～17:30
大分市役所 長寿福祉課	電話番号：097-534-6111
大分県国民健康保険団体連合会 相談窓口	電話番号：097-534-8475

9 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況。(期間：令和7年9月～令和8年2月)

- ① 前6ヶ月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用割合

サービス種類	総計画数（715件）に対する割合
訪問介護	37.6%（269件）
通所介護	43.3%（310件）
福祉用具貸与	64.0%（458件）
地域密着型通所介護	2.2%（16件）

- ② 前6ヶ月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

サービス種類	事業所名	割合
訪問介護	はんだヘルパーステーション	60.22%
	清静園指定訪問介護事業所	8.18%
	ヘルパーステーション ReLife	5.95%
通所介護	寿志の里デイサービスセンター	44.19%
	共生型サービス あつまるハウス「すまいリー」	8.71%
	デイサービスふるさと	7.42%
福祉用具貸与	(株)前田工務店 福祉用具事業部こーず	12.88%
	(株)日本ケア・テック	10.92%
	(株)フロンティア大分営業所	10.26%
地域密着型通所介護	デイサービスセンター茜	37.50%
	セカンドハウス森の宿	37.50%
	Let's リハ！わさだ店	12.50%

個人情報の取り扱いに関する説明書

1. 利用目的

はんだ介護保険支援センターでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

※ 個人情報とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

(1) 利用者への居宅介護支援の提供に必要な利用目的

※ 当事業所内部での利用

- ① 当事業所が利用者等に提供する居宅介護支援
- ② 介護保険事務
- ③ 居宅介護支援の利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち、
 - ・ サービス利用等の管理
 - ・ 会計・経理
 - ・ 質向上・安全確保・事故あるいは未然防止等の分析・報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

※当事業所では、ケアマネジメント業務における記録および情報管理にあたり、株式会社エス・エム・エスが提供するクラウド型介護ソフト「かいぼけ」を使用し、個人情報を電磁的記録として適切に管理いたします。

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当事業所が利用者等に提供する居宅介護支援のうち、
 - ・ 利用者に居宅介護サービスを提供する事業者や、他の居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - ・ 他の医療機関等からの照会への回答
 - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち、
 - ・ 保険事務の委託
 - ・ 審査支払機関又は保険者へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ④ 第三者機関への質向上・安全確保・医療事故対応・未然防止等のための報告

(3) 上記以外の利用目的

※ 当事業所内部での利用

① 当事業所の管理運営業務のうち、

- ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・医師・看護師・薬剤師・検査技師・放射線技師・理学療法士・栄養士等の教育・研修
- ・症例検討・研究および剖検・臨床病理検討会等の死因検討
- ・研究、治験及び市販後臨床試験の場合。関係する法令、指針に従い進める。
- ・治療経過および予後調査、満足度調査や業務改善のためのアンケート調査

(4) 学会・医学誌等への発表

特定の患者・利用者・関係者の症例や事例の学会、研究会、学会誌等での報告は、氏名生年月日、住所等を消去することで匿名化する。匿名化困難な場合は、本人及びその家族の同意を得る。

(5) 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

当事業所の管理運営業務のうち、

- ・外部監査機関への情報提供
- ・当該利用者に居宅介護サービスを提供する事業者や他の居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

2. 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。

3. 個人情報の確認・内容訂正・利用停止

利用者又はご家族からの内容の確認、訂正あるいは利用停止を求められた場合には、調査の上適切に対応します。